

# 秋田県知事からのメッセージ

令和2年4月17日

## 県民の皆様へ

### 新型コロナウイルスの感染拡大により、法律に基づく緊急事態宣言が出されました。

人の往来が増えるゴールデンウィークを控え、さらに感染拡大が懸念されることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に発出されました。

県民の皆様には多くのご不便をおかけしますが、新型コロナウイルスの危機を一刻も早く終息させるため、下記の点に十分に注意されるようお願いいたします。

#### 1. 不要不急の外出はしない

- ・県外へは真にやむを得ない場合を除き出かけない。
- ・生活に欠かせない買物などを除き、不特定多数の人と出会う場所へは行かない。
- ・特に都市部において、多くの人と接触するような場所への外出は避ける。

#### 2. 県外からの帰省・訪問を控えてもらう

- ・東京圏など県外からの子供さんや親戚などの帰省・訪問は遠慮していただく。
- ・来県した人は健康観察し、すぐに人に会わず、家族でも接触や会話を最小限にする。

#### 3. 人との接触を最小限に

- ・換気の悪い密閉空間、多数の人が集まる密集場所、間近で会話する密接場面の「3密」を避ける。
- ・多人数の会合・懇談・集会等を行わない。
- ・屋内外とも、人との間隔を広くとり、会話も最小限にする。

#### 4. 隠れた感染者が多い若者は自重した行動を

- ・若者は感染しても症状が出ない場合があり、若者同士の集団行動はしない。
- ・お年寄りについては、家族であっても帰省した若者との接触に注意する。

#### 5. こまめな手洗いを

- ・外出時にはマスクを着け、帰宅時をはじめこまめに手洗いをを行う。

#### 6. 咳エチケットを守る

- ・ハンカチやティッシュペーパー、袖等で口を覆う「咳エチケット」を守る。

#### 7. いきなり医療機関に行かない

- ・熱や咳など異常を感じた際には、直接に医療機関に行かず、「あきた帰国者・接触者相談センター(コールセンター)」に電話する。

24時間:018-866-7050 / 9-17時:018-895-9176